

平成30年度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

名寄市監査委員

名 監 査 第 1 2 号

令和元年9月17日

名寄市長 加 藤 剛 士 様

名寄市監査委員 鹿 野 裕 二

名寄市監査委員 黒 井 徹

平成30年度名寄市各会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度名寄市各会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
	(1) 健全化判断比率の状況	
	ア 実質赤字比率	2
	イ 連結実質赤字比率	3
	ウ 実質公債費比率	4
	エ 将来負担比率	5
	(2) 資金不足比率の状況	
	ア 地方公営企業法適用事業	6
	イ 地方公営企業法非適用事業	7
5	意見	7

(注) 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、次の法律の定めるところによる。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）
地方財政法（昭和23年法律第109号）

1 審査の対象

平成30年度決算に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計の区分

区 分		会計名等	比 率			
一般会計等		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	名寄市立大学特別会計				
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計(保険事業勘定)	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		国民健康保険特別会計(直診勘定)				
		介護保険特別会計(保険事業勘定)				
		介護保険特別会計(サービス事業勘定)				
		後期高齢者医療特別会計				
公営企業会計	法適用	水道事業会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		病院事業会計				
	法非適用	食肉センター事業特別会計				
		個別排水処理施設整備事業特別会計				
一部事務組合等		北海道市町村備荒資金組合	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		北海道後期高齢者医療広域連合				
		名寄地区衛生施設事務組合				
		上川北部消防事務組合				
第三セクター		—				

※第三セクターのうち、要件に該当しない団体（債務補償契約を締結していない等）

・株式会社 名寄振興公社

2 審査の期間

令和元年9月3日から同年9月10日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類とも符合し、正確であると認めた。

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称である。これらはいずれも早期健全化基準を下回っており、国が示す基準からみると、健全な財政の範囲にあると認められる。

健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	参 考	
			平成29年度	平成28年度
実 質 赤 字 比 率	—	13.02	—	—
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.02	—	—
実 質 公 債 費 比 率	8.5	25.00	8.4	8.2
将 来 負 担 比 率	31.6	350.00	33.8	28.6

- (注)1 比率は、国の算出基準に基づき、小数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。
 2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示している。

ア 実質赤字比率

平成30年度の実質赤字比率は、実質赤字額がないため比率は算定されていない。参考までに算定結果を数値で表示すると△2.86%である。

実質赤字比率の算定と年度比較 (単位：千円・%)

区 分	実質収支額等			増 減 ①－②
	平成30年度 ①	平成29年度 ②	平成28年度	
一 般 会 計 等 千円	352,431	478,192	347,951	△ 125,761
実質赤字額 A 千円 (△黒字)	— (△352,431)	— (△478,192)	— (△347,951)	— (△125,761)
標準財政規模 B 千円	12,313,203	12,313,932	12,629,588	△ 729
実質赤字比率※ A/B %	— (△ 2.86)	— (△ 3.88)	— (△ 2.75)	— (1.02)

※実質赤字比率の△（負の値）表示は、実質黒字である財政状況を示している。
 比率は、国の算出基準に基づき、小数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

イ 連結実質赤字比率

平成30年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため比率は算定されていない。
参考までに算定結果を数値で表示すると△12.73%である。

連結実質赤字比率の算定と年度比較 (単位：千円・%)

区 分	実質収支額等			増 減 ①－②
	平成30年度 ①	平成29年度 ②	平成28年度	
一般会計等 千円	352,431	478,192	347,951	△ 125,761
特別会計 千円	92,071	99,531	100,172	△ 7,460
国民健康保険特別会計 (保険事業勘定) 千円	41,066	50,055	53,202	△ 8,989
介護保険特別会計 (保険事業勘定) 千円	51,005	49,476	46,970	1,529
公営企業会計 千円	1,123,173	1,034,216	1,369,787	88,957
水道事業会計 千円	395,105	417,804	451,844	△ 22,699
病院事業会計 千円	728,068	616,412	917,943	111,656
合 計 千円	1,567,675	1,611,939	1,817,910	△ 44,264
連結実質赤字(△黒字)額 A 千円	△ 1,567,675	△ 1,611,939	△ 1,817,910	44,264
標準財政規模 B 千円	12,313,203	12,313,932	12,629,588	△ 729
連結実質赤字比率※ A/B %	(△ 12.73)	(△ 13.09)	(△ 14.39)	(0.36)

※連結実質赤字比率の△(負の値)表示は、実質黒字である財政状況を示している。

比率は、国の算出基準に基づき、少数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

ウ 実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率(3か年平均)は8.5%となり、早期健全化基準25.0%を下回っている。

実質公債費比率の算定と年度比較

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度 ①	平成29年度 ②	平成28年度	増 減 ①-②
地方債の元利償還金 A 千円	2,345,654	2,253,538	2,222,372	92,116
準元利償還金 B 千円	998,009	1,134,404	1,042,221	△ 136,395
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 千円	974,600	988,821	888,314	△ 14,221
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 千円	5,987	111,760	110,635	△ 105,773
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの 千円	17,224	33,728	42,056	△ 16,504
一時借入金の利子 千円	198	95	1,216	103
特定財源 C 千円	342,071	305,846	300,235	36,225
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 千円	50,083	13,240	0	36,843
公営住宅使用料 千円	120,895	116,909	125,904	3,986
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税 千円	119,338	125,597	125,771	△ 6,259
その他 千円	51,755	50,100	48,560	1,655
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D 千円	2,125,864	2,118,203	2,160,501	7,661
標準財政規模 E 千円	12,313,203	12,313,932	12,629,588	△ 729
分子 (A+B)-(C+D) 千円	875,728	963,893	803,857	△ 88,165
分母 (E-D) 千円	10,187,339	10,195,729	10,469,087	△ 8,390
実質公債費比率(単年度) (A+B)-(C+D)/(E-D) %	8.59 (a)	9.45 (b)	7.67 (c)	△ 0.86
実質公債費比率※ (a+b+c)/3 %	8.5	8.4	8.2	0.1

※当該年度を含む過去3か年の平均値である。

比率は、国の算出基準に基づき、少数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とすると元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

エ 将来負担比率

平成30年度の将来負担比率は31.6%であり、早期健全化基準350.0%を下回っている。

将来負担比率の算定と年度比較

(単位：千円・%)

区 分		平成30年度 ①	平成29年度 ②	平成28年度	増 減 ①-②
将来負担額	地方債の現在高 千円	28,688,707	28,852,196	27,794,164	△ 163,489
	債務負担行為に基づく支出予定額 千円	26,222	37,092	49,424	△ 10,870
	公営企業債等繰入見込額 千円	7,754,810	8,140,074	8,383,961	△ 385,264
	組合負担等見込額 千円	6,002	11,983	123,697	△ 5,981
	退職手当負担見込額 千円	1,107,180	1,361,681	1,530,696	△ 254,501
	設立法人の負債額等負担見込額 千円	0	0	0	0
	土地開発公社 千円	0	0	0	0
	第三セクター等 千円	0	0	0	0
	連結実質赤字額 千円	0	0	0	0
	組合連結実質赤字負担見込額 千円	0	0	0	0
合 計 A 千円	37,582,921	38,403,026	37,881,942	△ 820,105	
充当可能財源等	充当可能基金額 千円	8,390,084	8,466,745	8,203,046	△ 76,661
	充当可能特定歳入額 千円	3,275,022	3,664,001	3,652,375	△ 388,979
	うち都市計画税 千円	841,293	961,701	929,960	△ 120,408
	基準財政需要額算入見込額 千円	22,697,440	22,824,553	23,026,110	△ 127,113
合 計 B 千円	34,362,546	34,955,299	34,881,531	△ 592,753	
充当後将来負担額 A-B 千円	3,220,375	3,447,727	3,000,411	△ 227,352	
標準財政規模 C 千円	12,313,203	12,313,932	12,629,588	△ 729	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D 千円	2,125,864	2,118,203	2,160,501	7,661	
調整後標準財政規模 C-D 千円	10,187,339	10,195,729	10,469,087	△ 8,390	
将来負担比率 (A-B)/(C-D) %	31.6	33.8	28.6	△ 2.2	

将来負担比率は、国の算出基準に基づき少数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからホまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(2) 資金不足比率の状況

平成30年度決算において、いずれの会計も資金不足額がなく、比率は算定されていない。

資金不足比率

(単位：%)

会計名		平成30年度	経営健全化基準
公営企業法適用	水道事業会計	—	20.0
	病院事業会計	—	20.0
公営企業法非適用	食肉センター事業特別会計	—	20.0
	下水道事業特別会計	—	20.0
	個別排水処理施設整備事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足がない場合は、「—」で表示している。

ア 地方公営企業法適用事業

水道事業会計及び病院事業会計はともに資金不足額はないが、資金不足比率の算定結果を数値で表示すると、水道事業会計は△72.0%、病院事業会計は△7.7%である。健全化基準である20.0%を水道事業会計、病院事業会計ともに下回っている。

(ア) 水道事業会計

資金不足比率の算定と年度比較

(単位：千円・%)

区分		平成30年度 ①	平成29年度 ②	平成28年度	増減 ①-②
流動負債 ※	A 千円	61,502	60,094	52,054	1,408
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	B 千円	0	0	0	0
流動資産	C 千円	456,607	477,898	503,898	△ 21,291
解消可能資金不足額	D 千円	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (A+B-C)-D	③ 千円	△ 395,105	△ 417,804	△ 451,844	22,699
営業収益	E 千円	548,502	548,695	537,378	△ 193
受託工事収益	F 千円	40	171	165	△ 131
事業の規模 (E-F)	④ 千円	548,462	548,524	537,213	△ 62
資金の不足比率 ③/④	%	— (△ 72.0)	— (△ 76.1)	— (△ 84.1)	— (4.1)

※上記の表において流動負債とは、建設改良の財源に充てるための企業債・長期借入金を控除した額である。

(イ) 病院事業会計

資金不足比率の算定と年度比較

(単位：千円・%)

区 分		平成30年度 ①	平成29年度 ②	平成28年度	増 減 ①-②
流動負債 ※	A 千円	1,373,143	1,113,548	784,730	259,595
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	B 千円	102,880	117,265	131,603	△ 14,385
流動資産	C 千円	2,204,091	1,847,225	1,834,276	356,866
解消可能資金不足額	D 千円	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (A+B-C)-D	③ 千円	△ 728,068	△ 616,412	△ 917,943	△ 111,656
営業収益(医業収益)	E 千円	9,385,682	9,158,270	8,958,345	227,412
受託工事収益	F 千円	0	0	0	0
事業の規模 (E-F)	④ 千円	9,385,682	9,158,270	8,958,345	227,412
資金の不足比率	③/④ %	— (△ 7.7)	— (△ 6.7)	— (△ 10.2)	— (△ 1.0)

※上記の表において流動負債とは、建設改良の財源に充てるための企業債・長期借入金を控除した額である。

イ 地方公営企業法非適用事業

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものである食肉センター事業特別会計、下水道事業特別会計及び個別排水処理施設整備事業特別会計の3会計は、一般会計繰入金で調整を行うため歳入歳出差引額は0円となり、資金不足は生じていない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債※+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+事業繰越額等+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 事業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある

※宅地造成事業のみを行う公営事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

5 意見

本市の財政課題として、歳入面では、財政の自主性や弾力性を高める一般財源は大幅な伸びが期待できず、また、歳出面では、高齢化の進展などにより伸び続ける社会保障関係費や、公共施設等の老朽化の進行による改修・修繕等に係る財政需要の増大が見込まれている。

このような状況を踏まえ、本市が定めている「財政規律」に基づき、市債残高などの管理及び一定の基金残高を確保する等により持続可能な財政運営に一層努められたい。